

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月1日
【ファンド名】	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
【発行者名】	ファイブスター投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠原 直人
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号八丁堀MFビル
【事務連絡者氏名】	谷内 恒司
【連絡場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号八丁堀MFビル
【電話番号】	03-3523-9556
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【臨時報告書の提出理由】

「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」（以下、当ファンドといたします。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ．繰上償還の年月日

2025年1月31日（予定）

ファンドの信託終了（繰上償還）に対し異議を申し立てた受益者の受益権口数が2024年11月5日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、信託を終了（繰上償還）します。

### ロ．繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、投資信託約款において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、異議申立手続きをもって、受託者と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させることができると規定しています。

現状、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回る状態が継続し、今後、このような口数の状態と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、当ファンドの投資信託約款に基づき、信託を終了（繰上償還）することについて異議申立の手続きをとることといたしました。

信託終了（繰上償還）が成立した場合、当ファンドは2025年1月31日に信託を終了（繰上償還）します。信託終了（繰上償還）が不成立となった場合、当ファンドは信託を終了（繰上償還）しません。

### ハ．繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

ファンドの知られたる受益者に対して、繰上償還しようとする旨、および異議申立の手続き等を記載した書面を交付します。

電子公告の方法により、ファイブスター投信投資顧問株式会社のホームページ(<https://www.fivestarm-am.co.jp/>)に掲載します。